

これって、  
どんな税?!

## 県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割

支払いを受けた利子等の額に応じて負担していただく税金です。

区分	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
納める人	<p>県内の金融機関等の営業所から利子等の支払を受ける個人</p> <p>※利子等とは ○預貯金等の利子 ○金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老保険等）の収益 など</p>	<p>株式会社などから特定配当等の支払を受ける個人で、配当を受けるべき日現在で県内に住所がある人</p> <p>※特定配当等とは ○一定の上場株式等の配当等 ○公募証券投資信託の配当等 ○国外公募証券投資信託の配当等 ○特定投資法人の投資口の配当等 ○一定の公社債の利子</p>	<p>証券会社に特定口座（源泉徴収を選択したものに限り）を開設し、上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人で、譲渡益を受けるべき日の属する年の1月1日現在で県内に住所がある人</p>
納める額	<p>支払を受ける利子等の額×5% 〔このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。〕</p> <p>※次のような利子等は非課税となります。</p> <p>○65歳以上の人、寡婦、身体障害者手帳の交付を受けている人 ・少額貯蓄非課税制度（マル優） 350万円 ・少額公債非課税制度（特別マル優） 350万円 ○財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄 合計550万円 など (郵便貯金非課税制度は平成19年10月1日に廃止されましたが、それまでに非課税制度の適用を受けて預入をしていた郵便貯金利子については、払出し時まで引き続き非課税となります。)</p>	<p>支払を受ける配当等の額×5% 〔このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。〕</p>	<p>特定口座における上場株式等の譲渡益の額×5% 〔このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。〕</p>
申告と納税	<p>金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、その翌月の10日までに申告・納税します。</p>	<p>株式会社などが特定配当等の支払の際に徴収し、その翌月の10日までに申告・納税します。</p> <p>※源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、翌年1月10日までに申告・納税します。</p>	<p>証券会社などが上場株式等の譲渡益の支払の際に徴収し、1月から12月分をまとめて翌年1月10日までに申告・納税します。</p>
市町村への交付	<p>県に納められた県民税利子割額の59.4%は、個人の県民税額であん分して、県内の各市町村に交付されます。</p>	<p>県に納められた県民税配当割額の59.4%は、個人の県民税額であん分して、県内の各市町村に交付されます。</p>	<p>県に納められた県民税株式等譲渡所得割額の59.4%は、個人の県民税額であん分して、県内の各市町村に交付されます。</p>

### この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、東部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電話番号	FAX番号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3522	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (鳥取県東部庁舎4階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220